

# 解脱上人と明恵上人 ―「太郎・次郎説話」と「春日大明神御託宣記」―

野村卓美

## 一 はじめに

例えば、謡曲『春日龍神』<sup>(1)</sup>の一節に、明恵上人が春日社に入唐渡天の暇乞いに参拝した時、明神は

これは仰せにても候へども さすがに上人のおん事は 年始より  
四季折々のご参詣の 時節の少しの遅速をだに 待ちかね給ふ神  
慮ぞかし されば上人をば太郎と名づけ 笠置の解脱上人をば次郎と頼み  
左右の眼両の手のごとくにて 昼夜各参の擁護懇ろな  
ると承りて候ふほどに 日本を去り入唐渡天し給はんこと いか  
で神慮に叶ふべき ただ思し召し止まり給へ

\*傍線は、私に付した。以下、同。

と語ったとある。

この春日明神の発言の中で、明恵(一一七三―一二三三)と解脱(一一五五―一二二三)。以下、引用を除いては「貞慶」と記す)を「左右の眼両の手」と、「擁護懇ろなる」一對の僧侶としながらも、年少の明恵を「太郎」、十八歳年長の貞慶を「次郎」としていることは留意される。そこには何らかの差異意識が読み取れるのではなからうか。明恵を太郎、貞慶を次郎とする説話(以下、「太郎・次郎説話」と略記)誕生の背景について、少し検討してみたい。

「各曲解題」によると、同曲は寛正六年(一四六五)頃には上演されていたようであり、当時の知識人は、「太郎・次郎説話」を違和感なく受容していたのであろうか。また、同解題には「金玉要集」に収める「春日大明神御事」は『春日龍神』の直接の典拠とは言いがたいが「注目」すべき作品、とする。『金玉要集』でも明恵・貞慶に言及しているが、「汝解脱房以テ、我太郎ノ子息トスルニ」云々とあり、「太郎・次郎説話」とは言い難い。では、『春日龍神』の作者は、同説話をどの様な経緯で入手することが出来たのであろうか。

## 二 『沙石集』と「太郎・次郎説話」

説話集で、最初に「太郎・次郎説話」が見出せるのは『沙石集』<sup>(2)</sup>ではなからうか。「解説」には「無住が『沙石集』の筆を起こしたの

は弘安二年(一二七九)、五十四歳の時」とあり、明恵歿後、約半世紀のことである。その巻第一ノ五 慈悲と智とある人を神明も貴び給ふ事 には、

春日大明神の御託宣には、「明恵房・解脱房はわが太郎・次郎なり」とこそ仰せられけれ。ある時、二人、春日の御社へ参詣し給ひけるに、春日野の鹿ども、膝を折りて皆臥して敬ひ奉りけり。

(2) 明恵房の上人、渡天の事、心の中ばかりに思ひ立ち給ひけるに、湯浅にて春日明神御託宣ありて、留め給へり。かの御託宣の日記も侍るとぞ承る。遙々と離れん事を、歎き思し食す由の仰せありて、御留めありけるこそ、忝く哀れに覚ゆれ。〔思ひ立ち候はば、天竺へ安穩に渡りなむや〕と申し給ひければ、「我だに守らば、などか」とこそ仰せありけり。

とある。

「頭注」には、二重線部の「御託宣の日記」とは「春日明神託宣記」をいうかとある。『春日明神託宣記』は「明恵上人神現伝記」(以下、「神現伝記」と略記)・「高弁記」とも呼ばれており、明恵が建仁年中に渡竺し、仏跡を尋ねることを計画したが、同三年(一一〇三)正月に春日明神の託宣があり断念した。その経緯を明恵の高弟喜海が詳述した記録である。『神現伝記』奥書には、

貞永年中於梅尾竹内住房、列彼御降臨之座席正所見、又上人自筆之記并親上人密々被示語之間密事等記留之、更不可及外聞、本記已被破却了、全雖不可注留、但是為自癡忘乍恐記之、能々可秘々々矣、

華嚴宗沙門喜海

とある。これから貞永年中(一一三二―三三)、即ち、明恵歿後直ちに編纂されたもので、喜海が託宣の折りに見聞したこと、明恵が直接語ったことも記録した書であったことがわかる。しかし、「本記已破却了」とあり、一度明恵が破棄したが、「癡忘」を恐れた喜海が再編纂したとある。「更不可及外聞」「能々可秘々々矣」とはあるが、無住が「かの」と記しており、かなり流布していたと推察される(後述)。では、無住が実際に『神現伝記』を披見していたかを『沙石集』と比較することにより確認してみたい。

最初に、傍線部(3)から比較する。同文は見出せないが、近似した記述は、正月廿九日の託宣の中に、

タトヒ天竺渡給、其我等守護其大願タスケ奉スルコトニ

テ候、

とある。しかし、表現が異なっており直接的な関係を推察することは出来ない。

次に、傍線部(2)について検討してみたい。『沙石集』では明恵が渡竺の願望を心中に秘していたのを、明神が気付き託宣を下したことになり、両者の緊密さが際だつ記述となっている。しかし、『神現伝記』冒頭には、

去建仁年中比、上人恒語曰、(略)必西天向歩ハコヒ、遺跡タツ

とあり、渡竺の大願を「恒」に口外しており、無住の記述とは異なる。

傍線部(1)も『神現伝記』と相違している。『神現伝記』によると、託宣があったのは建仁三年正月廿六日・廿九日の「紀州居住ノ間」

(2張)のことであり、翌月五日、紀州から春日へ向かい、同七日、

東大寺尊勝院に落ち着き、「東大寺中御門ノ辺、鹿三十頭ハカリ膝屈同時一面臥、」(14張)という奇瑞に遭遇し、「同九日、始社參、」

「同廿七日、解脱上人対面タメニ笠置寺參」(16張)と行動したと記されている。即ち、春日社に参拝したのは明恵のみで、貞慶は笠置寺で明恵を待つており、神鹿の膝折りは東大寺での出来事であった。

最後に、傍線部の「太郎・次郎説話」を検討してみたい。託宣中に貞慶の名前が登場するのは、『神現伝記』では正月廿九日のみである。そこには、

然籠居条我等ウケサルナリ、解脱御房不思議人候、其籠居条我等ウケス候ナリ、カク申御物語候ヘシ、

(5張)

とある。最後の「カク申御物語候ヘシ」とあることから、春日明神(湯浅宗光妻室に憑依している)は明恵が貞慶に面会に行く意思があることを知っていたことはわかるが、この託宣のみから「太郎・次郎説話」が創作されたとは出来ない。

如上、無住は『神現伝記』と推察される「御託宣の日記」に言及し

ているが、比較した如く、直接、『神現伝記』を参照したとすることは困難である。平野多恵氏は「かの御託宣の日記も侍るとぞ承る」との記述から、「春日明神の託宣話が明恵側の記録に直接拠らず、人づての伝聞に拠ることを示して」いるとし、『沙石集』の情報源の間接性」を指摘している(補注(3))。

では、「太郎・次郎説話」は何処で誕生し、『春日龍神』作者や無住達に、どの様にして届いたのであろうか。以下、明恵伝記を調査することにより、その周辺を少し検討をしてみたい。

### 三 明恵伝記と「太郎・次郎説話」

明恵伝記文献の研究は、奥田勲氏の「解説<sup>⑤</sup>」(以下、「奥田解説」と略記)が最も詳細である。それによると、『高山寺明恵上人行状』と呼ばれる、所謂行状系の『仮名行状』・『漢文行状』は「根本的な資料として重視」すべき作品であり、『梅尾明恵上人伝』・『梅尾明恵上人物語』等と呼ばれる作品は、所謂伝記系の作品であり、「後代の増補と思われる箇所が多く見え」「明恵像が極めて説話的に構成されてゐる」との指摘がなされている。

『仮名行状』中巻は散佚しているため、同巻は『漢文行状』で補われる。因みに、その『漢文行状』中巻には、建仁年間の託宣の様が略述されている。しかし、貞慶の名前は見出せないが、最後に「委細之旨如別記<sup>スルカ</sup>」(8張)とあり、「別記」は『神現伝記』を指していると考えられる。

「太郎・次郎説話」が記載されているのは伝記系に限られている。だが、全ての伝記系に見出せるわけではない。また、載せられていても、その記述箇所が異なっている場合がある等、伝記系を「太郎・次郎説話」を中心に分類すると、三種類の型が存しているようである。最初に、「太郎・次郎説話」が掲載されている作品からみてゆく。

平野多恵氏が「諸写本のうちでも最古態を保つ草稿本的な性格を持つ伝本」とする、貞治三年(一一三六四)書写の『梅尾明恵上人傳<sup>⑥</sup>』(以下、「慶応貞治本」と略記)から、該当する箇所を引用してみる。『春日龍神』・『沙石集』は渡笠計画の折りに、春日明神の明恵・貞慶に言及する託宣があったとするが、「慶応貞治本」には、

建仁年中、春日大明神上人之御事付テ、度々御託宣アリ。コト多ヨリテ別紙有之。(21ウ)

と、簡略に記されているのみで、渡笠を断念した建仁年間の記事には同説話は見出せない。では、どこで、それは語られているのであろうか。

行状系では、文覚と明恵が対談する記述が二箇所ある。最初は、「生来十四歳時」(『仮名行状』上・12オ)とあるので、文治二年(一一八六)のことである。文覚が所労の折りに、明恵が文覚の指示通り薬師仏に祈ると平癒したとある。二度目は、建久九年(一一八九)廿六歳の時のことであろう。淡路島等を廻って高尾に還った明恵に対して文覚は、梅尾を造立して閑居することを勧める。そして、運慶法師の釈迦如来像、唐本十六羅漢の軸等を贈る、と語り説得を試みている。明恵は指示に従って、数輩の学衆と共に、学問・問答講等を行つた。そのような折りに、

而同九年八月廿五日始探玄記第一卷五六人ノ衆共談、其夜夢春日大明神此宗傳道ヨロコムテ、縁立舞給見、(『同』上・51ウ)云々と瑞夢を見ている。

伝記系の文覚説話を、先に紹介した「慶応貞治本」で見えてゆく。白上峰での修行を終えた明恵は、淡路島などを巡っていたが、文覚上人所労との報を受けて高尾にまかる。滅氣を得た文覚が、以下の如く「告曰」た。この寺の近辺、もしくは、梅尾に草庵を造って住んで欲しい。また、運慶法師作の釈迦像を付属し、唐本十六羅漢も取り寄せると丁寧な語った。

老病<sup>ニ</sup>少減<sup>シ</sup>躰<sup>ヲ</sup>ナレトモ、心神イマタ心ヨカラス。露命、且暮期シカタシ。イカニミステタマフソナト、イサメラレシホトニ、暫ト思テト、マルトコロニ、衆僧コソリテ所望ノ間、辞スルニトコロナクシテ、探玄記講之。其夜夢春日大明神、此宗ノ伝通ヲヨロコヒ給テ、坊<sup>ノ</sup>エムニ立テ舞タマフト見ル。

【又其比、カノ春日ノ御社<sup>ニ</sup>御神樂ノ有ケル次オサナキミコノ有ケルニツカセ給ヒテ、此宗高尾被講誠深義ヲノフル事、昔ヒトシ。ウレシキカナヤ、タレ、モユキテキケ、明恵上人ヲハ我太郎ト思、解脱上人ヲハ我二郎ト思ト御託宣アリケルトテ、ナラヨリ来レル学侶カタリ申事ヒロフシケリ。

又此上人御事ツキテ連々ノ御託宣アリ。事多ヨリテコレノセス。本所注シヲケリト云々。

又社官ヨリモ此山此記ヲオクレリ。別紙<sup>ニ</sup>有之。【此上人、外<sup>ニ</sup>聖教源底ヲキハメ、内<sup>ニ</sup>禪定證智相応シタマヘリ。】(以下略)

(18ウ)

\*【】は私に付した。

云々、とある。このように、行状系では二箇所<sup>で</sup>記されていた文覚との対面が、伝記系では一箇所<sup>に</sup>纏められており、その次に、「太郎・次郎説話」が配置されている。

管見の及んだ作品で、同様の記述を有するのは、興福寺蔵『梅尾明恵上人伝』上(11オ)・大倉精神文化研究所蔵『明恵上人伝記』(13オ)・東寺観智院蔵『明恵上人伝記』上(23ウ)・版本『梅尾明恵上人伝記』である。

次に、「太郎・次郎説話」は見出せるが、幾分、記述箇所が異なっている作品がある。それは慶長四年(一五九九)書写の高山寺蔵『梅尾明恵上人伝記』(以下、「高山寺慶長四年本」と略記)であり、それは「抄録本」で「版本系の本文を持つた本を基にして抄出」したと推察されている(奥田解説)。平野氏は「慶応貞治本」と同系と考えら

れるのが、高山寺慶長四年本<sup>(8)</sup>とする。「高山寺慶長四年本」は、文覚が明恵に梅尾に丁寧<sup>に</sup>留まるように頼んだ後に、「建久九年ノ秋ムツカシキトテモトスミスシ紀州白上峰<sup>ニ</sup>帰給」たが、騒音のため筏立の宗光の知行地に移り、坐禪に励んでいた。

又建仁年中春日大明神、上人ノ御事ツキテ度々御託宣アリ、或ハ明恵上人ヲハ我太郎ト思、解脱上人ヲハ我次郎ト思云々、元久二年春比渡天竺ステニ思立給時、

(4オ)

云々、とある。伝記系で建仁年中に「太郎・次郎説話」が語られたとするのは、管見の及んだ限りでは、「高山寺慶長四年本」のみである。

最後に、「太郎・次郎説話」が掲載されていない伝記系作品を見てゆく。「室町期の書写」(奥田解説)である高山寺蔵『梅尾明恵上人物語』には、

衆僧<sup>ヲ</sup>所望<sup>ノ</sup>之間<sup>ニ</sup>辭<sup>ス</sup>所無探玄記講之、其夜ノ夢春日明神此宗<sup>ノ</sup>伝通<sup>ヲ</sup>悦給坊縁立舞給見、此上人聖教源底究邪正二宗迷悟<sup>ヲ</sup>於无一念<sup>ニ</sup>疑<sup>ハ</sup>、

(12オ)

とあり、先に引用した「慶応貞治本」の【】の部分が欠落している。春日明神が縁に立つて舞ったという瑞夢と、次の説話の間には一字程度<sup>の</sup>空白があり、そこに注記が施されている作品は、次の如くである。慶長十四年(一六〇九)書写の高山寺蔵『梅尾明恵上人伝』上には「此間欠」(13オ)、と「太郎・次郎説話」の欠落を示唆する注記があるが、「本文中に本文と別筆の書き入れが教種類存在するが、それらを区別することは極めて困難」(奥田解説)とある、また、大倉精神文化研究所蔵『梅尾明恵上人伝』上にも「此間欠」(13オ)とある。

注記は見出せないが、一字程度の空白が設けられている作品としては、高山寺蔵『梅尾明恵上人伝』上(13オ)・穂久邇文庫蔵『明恵上人伝』・慶應義塾大学図書館蔵『古文明恵上人伝記』(9ウ)・高野山親王院本『明恵上人伝』本(16オ)・法隆寺本『明恵上人伝』上(11オ)がある。

「太郎・次郎説話」は伝記系全ての作品に見出せるのではなく、管見の及んだ限りではあるが、半数以上の作品には掲載されていないことがわかる。

上述したことを中心に、幾つか気付いたことを記してみたい。

まず、伝記系の「太郎・次郎説話」を、『春日明神』・『沙石集』のそれと比較すると、平野氏の指摘する如く、「別々の時の言」(補注(3))であることは留意すべきであろう。即ち、託宣のなされた状況が異なっている。前者は渡天を留めるためのものであり、後者は春日社の「御神楽」の際の降託である(「高山寺慶長四年本」は除く)。また、託宣をした人物、託宣を聞いた場所、それを伝えた人物等も異なっている。

次に、貞慶・明恵の年齢設定である。伝記系の諸作品は、行状系の作品に比して、年代に余り配慮しないで記述される傾向にある。しかし、「慶応貞治本」からは、作者(编者?)が意図した同説話誕生の年代が推察される。文覚との対面が語られる以前は、白上峯での修行の経緯であり、引用した記事の直後には、「建久九年(戊午)秋末」(20ウ)とある。そして、先に引用した如く、「建仁年中」云々という託宣は「別紙有之」として、全て省略する。後人の増補や明恵説話を中心に編纂された伝記系から、年代を云々することは危険が伴うかとも思われるが、少し、論じてみたい。伝記系の如く、春日明神の託宣を建久九年頃とすると、明恵は廿六歳、貞慶は四十四歳である。貞慶は同三年に笠置に移住し、『弥勒講式』・『地藏講式』・『欣求靈山講式』(同七年)や『唯識論尋思抄』(同八年)を著す等、精力的に南都で活躍している。一方、明恵は未だ留まるべき寺も定まらず、紀州を遍歴している修行期であり、伝記系の如く、この時期に明恵を貞慶と同列、あるいはそれ以上に賞賛する記事をこの位置に配置したのは、貞慶・明恵の評価がある程度定まっただけではなからうか。

次に、創作された場所を考察してみたい。先に引用した如く、「慶

応貞治本」では春日の御社で御神楽があった折りに、「オサナキミコ」に憑いて語ったことを、奈良から来た学侶が披露したとある。また、傍線を付した箇所にも、春日明神の「連々ノ御託宣」が「注シオ」かれており、「社官」からも「此山」に贈られていたとある。明恵に関する多くの託宣が春日社からもたらされ、その中の一つが「太郎・次郎説話」であったと解せる。伝記系の記述に拠ると、同説話は春日社で誕生したことになる。

また、「慶応貞治本」には近似した記事が見出せる。それは、明恵が二度目の渡笠を断念した直後に、

其比、南都ノ住侶焚賢僧都ノモトヨリ、態ト人ヲ奉<sub>リテ</sub>其状云、去廿四日参詣春日社壇、念誦之間、オリフシ御神楽アリ。舞巫ノ中俄神託シ給テ云、

と、「太郎・次郎説話」誕生と同様に「御神楽」の折りに、「舞巫」に「神託」があり、春日明神が渡笠を留めた真意を語る。そして、

猶雖言多取詮ト云々。此焚賢ハ事縁アリテ上人日來申承ル人ナリ。其ヨシミヲ以示申ニヤ。(23ウ)

と、託宣が明恵にもたらされた背景が語られる。

この「焚賢説話」は、「太郎・次郎説話」が掲載されている全ての伝記系に見出されるものではない。眼にすることが出来た限りでは、興福寺蔵『梶尾明恵上人伝』上(16才)と大倉精神文化研究所蔵『明恵上人伝記』(19ウ)の計三本のみに存している。

奥田氏は、「太郎・次郎説話」や「焚賢説話」について、「南都系或いは春日の関係の話が興福寺に伝来する本に収められてゐる」ことに着目し、「春日系の人々の増補の跡」(「奥田解説」とする。平野氏も「太郎・次郎説話」は春日社に「当時多くあった託宣の一つ」(補注(3))とする。これは、先に引用した「慶応貞治本」等の記述を意識してなされたのであろう。興福寺・貞慶と緊密な関係にあった春日で、貞慶を軽視するような説話が生まれた背景の説明が必要となるの

ではなからうか。それ等の記述によると、多数の託宣が明恵にもたらされたとあり、そのようなものは「焚賢説話」以外にも確認することが出来るのであろうか。また、それらはどの様に呼ばれていたのだろうか。

「太郎・次郎説話」奈良創作説に対して、筒井早苗氏は、先に引用した「高山寺慶長四年本」の同所を示し、同説話は「明恵園においてつくられた話型<sup>9)</sup>」とする。しかし、氏はその根拠については明記していない。

#### 四 明恵と「春日大明神御託宣記」

近本謙介氏は、興福寺の僧侶が春日明神の靈驗譚や託宣を記録していたことを指摘する<sup>10)</sup>。「慶応貞治本」等によると、春日社で語られた明恵に関する託宣類は、奈良から高山寺にもたらされ、「別紙」に記録されていたとある。この記述にしたがうと、大量の「御託宣記」が高山寺に存していたことになる。しかし、未だそのような「別紙」は報告されていないようである。調査し得たのは二例のみであるが、明恵が身辺に置いていたという「御託宣記」に関する記事を見出すことが出来た。以下、検討してみたい。

まず、「晩年の明恵よりの聞書」で、「寛喜元年頃」（一一二九）に成立した、「禪浄房記」の『上人之事』（奥田解説）には、

寛喜元年九月十七日酉刻、御物語云、(略)又去春比歎、春日大明神御託宣記ヲ片端取テ、令奉問大明神云、欲生慈氏仏前、得候ナムヤ、御答云決定令生給云々、 (14ウ)

とある。「欲生慈氏仏前、得候ナムヤ」との「問」に対して、大明神が「決定令生給」と「御答」たとの記述が「春日大明神御託宣記」にあると、明恵が語ったとの記録である。では、「問」を發したのは誰であらうか。

もう一例は、『最後臨終行儀事』に見出すことが出来る。同書は明恵の高弟定真が「明恵没後まもない頃に記し止めたもの」（奥田解説）である。そこには、

爰定真申、奉<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>其期<sup>ニ</sup>已<sup>ニ</sup>近<sup>ク</sup>云々、答曰、皆存知也、年来<sup>ニ</sup>安立<sup>スル</sup>心中<sup>ニ</sup>法門、一事<sup>ト</sup>不忘<sup>レ</sup>云々、其後唱<sup>テ</sup>弥勒宝号<sup>ヲ</sup>含<sup>テ</sup>吟<sup>フ</sup>遷化矣<sup>ハ</sup>、已<sup>ニ</sup>刻<sup>ニ</sup>終<sup>ニ</sup>也、抑此臨終<sup>ニ</sup>粧<sup>シ</sup>。兜率上生、有<sup>レ</sup>憑<sup>ル</sup>無<sup>レ</sup>疑。加之<sup>ニ</sup>勸<sup>ス</sup>春日御託宣<sup>ヲ</sup>并<sup>ニ</sup>和尚平生夢記<sup>ヲ</sup>彼此可<sup>レ</sup>為<sup>ス</sup>規<sup>ト</sup>摸<sup>ト</sup>者也、御託宣記云、

愚僧白言、成<sup>レ</sup>弁<sup>順</sup>次<sup>欲<sup>ク</sup>往<sup>ス</sup>生<sup>ニ</sup></sup>慈氏仏前、此願<sup>ハ</sup>可<sup>レ</sup>成<sup>ス</sup>就<sup>ス</sup>乎、仰<sup>ニ</sup>云、決定可<sup>レ</sup>成<sup>ス</sup>就<sup>ス</sup>也、更<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>疑、兜率内院上生決定也、云々已上 (3ウ)

とあり、明恵の臨終を定真が看取った際の記録である。明恵は弥勒宝号を唱えて、笑みを含んで遷化した。定真は、明恵のそのような行為には、「春日御託宣」が深く関わっていると判断している。そして、それを引用する。「御託宣記」によると、「愚僧白言」とあり、「欲<sup>ク</sup>往<sup>ス</sup>生<sup>ニ</sup>、慈氏仏前、此願<sup>ハ</sup>可<sup>レ</sup>成<sup>ス</sup>就<sup>ス</sup>乎」と質問したのは明恵である。「決定可<sup>レ</sup>成<sup>ス</sup>就<sup>ス</sup>也」と答えたのは大明神である。とすると、『最後臨終行儀事』の「御託宣記」と『上人之事』の「春日大明神御託宣記」は同内容の問答をしており、同一の作品を指していることになるのではなからうか。『上人之事』の「問」は明恵からなされたものであったことがわかる。

では、明恵は何時、春日明神にこのような「問」をしたのであろうか。明恵が直接問いかけた問答であり、「慶応貞治本」等が記す奈良からもたらされた情報ではない。明恵が春日明神と直接問答したのは、先に言及した『神現伝記』の正月廿九日ではなからうか。明恵が問い掛けてはいないが、

又來生ノ兜率ノ往生必定<sup>シテ</sup>遂<sup>ク</sup>ヘシ、我<sup>ガ</sup>コノ詞<sup>ヲ</sup>モテ定量<sup>シテ</sup>御不審アルヘカラス、 (6張)

と春日明神が答えている。「上人之事」・『最後臨終行儀事』共に問答を行ったとあり、『神現伝記』は省略しているが、明恵の問い掛けに明神が答えた、と考えるべきであろう<sup>(註)</sup>。

先ほどから引用している如く、『神現伝記』は漢字・カタカナ混じりで著されているが、『上人之事』・『最後臨終行儀事』は漢文体で記されている。この点については、『神現伝記』の異本『高弁記』奥書に、

写本云  
本者即有真名仮名二本、俱入錦袋取唐箱、為最極秘本、故若有深重懇志之人者、雖令読聞之、輒不可許書写、此必不可令違失云々、

此記事依伝聞、令欣求之處、自聖弘之手、讓得之了、感悦哀傷計会耳、

沙門道悟

于時永享六年(甲寅)二月十五日書之畢

とある記述が参考になる。興福寺僧と推察される沙門道悟が聖弘から譲られたものを、永享六年(一四三四)二月十五日に書写したことがわかる。この奥書には、真名・仮名の二本が存していたことが明記されている<sup>(註)</sup>。即ち、「春日大明神御託宣記」(『上人之事』)・「春日御託宣」または「御託宣記」(『最後臨終行儀事』)と呼ばれていたのは、真名本の『神現伝記』と推察される。しかし、春日明神の明恵に関する託宣を編纂した「別紙」に該当する作品は、未だ見出すことは出来ない。

## 五 おわりに

上述した如く、最後まで明恵が信仰の拠としたものの一つに、建仁三年正月廿九日に湯浅宗光妻室に憑依した際の、春日大明神の託宣があった。それを記録し、明恵や周囲の僧侶は「春日大明神御託宣記」・

「春日御託宣」・「御託宣記」と称して、鄭重に取り扱っていたことは、上述したことから判断出来る。

また、『神現伝記』が明恵周辺で重視されたのは、正月廿九日に、

我人著コト無アラス、纔一両事語ラムカタメニツク事アレトモ、コレホト我真スカタヲ躰折コタレ、ネムコロニ契語事ナキナリ、昔イマタナシ、今ノチモ又アルヘカラス、我今降臨タレテ懇教致コトハ、此御房入聖得果道近瑞相、(5張)

と、春日明神が語っていることも関係しているのではなからうか。少しのことを語るために憑依することはあるが、このように長く語ることは今までもなく今後も無い、と語っており、極めて特殊な場合であること。また、明恵に関することを中心に、多くの事柄が語られていること。このようなことが、喜海が筆録し、珍重した理由の一つであろう。

『神現伝記』は余り流布しなかつたようである。その原因については、先に引用した『高弁記』道悟の奥書に、「故若有深重懇志之人者、雖令読聞之、輒不可許書写、此必不可令違失云々」とあることに留意すべきではなからうか。書写は許されず、「読聞」で伝承されることで流布していた。とすると、無住の「かの御託宣の日記も侍るとぞ承る」という記述も納得できる。『法華経鷲林拾葉鈔』巻五の「太郎・次郎説話」は「伝承」で始められている。また、『金玉要集』の「汝解脱房以テ、我太郎ノ子息トスルニ」という、異文的記述が見られるのも、「読聞」という伝承方法にその因を求めるところも出来るのではなからうか。

建仁三年正月の春日明神の降託は長時間にわたり、多くの事柄が語られた。それは『神現伝記』として編纂されたが、秘書として取り扱われ、書写は容易に許されず、主に「読聞」によって伝承されていた。その過程で様々な事柄が添加・排除されたであろう。「太郎・次郎説話」もその一つだったのでなからうか。

貞慶と明恵の関係を、当時の人々がどのように理解していたかを調査するなど、未だ、検討せねばならぬことは山積しているが、「太郎・次郎説話」の成立に『神現伝記』が関与した可能性の一端を検討してみた。

補注

- (1) 引用は伊藤正義校注『謡曲集 上』(新潮古典文学集成。一九八三年)。「頭注」・「各曲解題」も同書。
- (2) 引用は小島孝之校注・訳『沙石集』(新編 日本古典文学全集。小学館。二〇〇一年)。「頭注」・「解説」も同書。
- (3) この説話については、平野多恵『沙石集』明恵関連説話の情報源―卷一 「慈悲と智とある人を神明も貰ひ給ふ事」をめぐって―『説話の界域』(笠間書院。二〇〇六年)に詳しく論じられている。
- (4) 神鹿の膝折り等、明恵のみに見られた説話が、後に貞慶のそれにも見出せることについては、浅野祥子「明恵上人と貞慶上人―説話の混淆、個性の問題等について―」『明恵讃仰』第十八号(一九八七年十月)に指摘がある。
- (5) 奥田「解説」『明恵上人資料 第二』(高山寺資料叢書。東京大学出版会。一九七一年)。
- (6) 平野「慶応義塾図書館蔵『梅尾明恵上人傳上』解題と翻刻」『十文字学園女子短期大学研究紀要』第三十六集(二〇〇六年三月)。引用も同論文。
- (7) 粕谷隆宣「東寺観智院蔵『明恵上人伝記』(上册) 翻刻―『空海の思想と文化』(小野塚幾澄博士古稀記念論文集。二〇〇四年)参照。
- (8) 平野「『明恵上人伝記』の系統と成立」『国語と国文学』第八十巻第四号(二〇〇四年四月)。なお、伝記系作品の略称は同論文を参照した。
- (9) 筒井「春日明神と貞慶・明恵」『説話文学研究』第三十四号(一

九九七年五月)

- (10) 近本「春日靈験伝承をめぐる縉紳と縉侶―九條兼実と菩提山僧正信円など―」『論集 説話と説話集』(和泉書院。二〇〇一年)。
- (11) 『神現伝記』の中には、「上人申云、・・・仰云、・・・」(7張)のように問答形式で記されている箇所もある。
- (12) 「奥田解説」では『神現伝記』には仮名本と真名本が存していたことから、「行状系諸本との関係」を指摘している。

\*引用典籍は、以下のとおり。

『金玉要集』(磯馴帖 村雨篇)(和泉書院。二〇〇二年)。明恵関係の書籍で、注記無き場合は全て、『明恵上人資料』第一(東京大学出版会)から引用。『法華経鷲林拾葉鈔』(臨川書店)。

なお、本稿は大谷大学国文学会(二〇〇九年十月三日)の「解脱上人と明恵上人」と題した講演に加筆・訂正したものである。

(二〇〇九・十・廿九)

付記

拙稿提出後に、次のような記事を見出した。

高信撰『高山寺縁起』によると、嘉祿三年(一二二七)に三重宝塔一基が覚嚴法眼の沙汰で建立された。その中には文殊像等四軀と共に、舍利塔一基も納められた。その舍利について、

件舍利者、依春日明神之靈託、從笠置解脱上人相伝之、委如別記、(貞永二年(癸巳)二月一日安置塔内畢)、(6ウ)

と説明されている。ほぼ同様の記述は『高山寺縁起略書』(8ウ)にも見出せる。貞慶から伝授された舍利とあり、当然、その経緯を詳述した「別記」とは『神現伝記』である。

即ち、明恵教団では「春日明神之靈託」も『神現伝記』を指しているのである。